

コラム3

丹波国の公儀触伝達関係資料の一事例

西村 正芳

本稿で紹介する史料は、綾部市の郷土史家故村上佑二氏が収集した文書群（綾部市郷土資料館蔵）で、資料館へ移管される前に、村上氏が山家藩関係として分類整理されたものである。内容は、丹波の天田・何鹿・多喜（多紀）郡への公儀触伝達にあたっての飛脚賃に関する書付五点で、作成年月日は、その内の一点に享保六年（一七二二）（史料5）の年記がある。他の四点はいずれも「丑」として月日を記すので、五点はいずれも享保六年（丑）と推定する。

【史料1】から【史料5】までの概要は次の通りである。

【史料1】は、京都の飛脚問屋と思われる近江屋が、八月二十七日付で、京都町奉行の書箱と京都代官の添状を送る、京都から丹波国天田郡中出村（旧三和町、現福知山市）までの飛脚賃と判断される一九匁を請求する旨が記載される中出村宛の通知である。

【史料2】は、中出村庄屋等が、翌日二十八日付で、京都町奉行他の廻書の飛脚賃一九匁を何鹿・多紀・天田の三郡に分割し、そのうち天田郡内の一一八ヶ村への懸銀や飛脚賃の集め方を知らせる同郡庄屋衆宛の通知である。

【史料3】は、中出村庄屋等が、二十八日の深夜に出した、京都町奉行所からの廻状等を天田郡から順に何鹿・多紀の順で廻達する旨の

三郡宛の通知である。天田郡内は、【史料2】と併せて廻達したと思われる。丹波国三郡への廻達と飛脚賃の賦課、別途天田郡内への廻達等については綾部藩領の中出村が通知していたことがわかる。

また、【史料1】では京都代官の玉虫左兵衛の添状とあるが、史料3では写となっており、さらに【史料5】でも写とあるので、中出村が写を作成して対応していたことがわかる。

【史料4】は、綾部大庄屋二名と長砂村大庄屋（以上、綾部藩大庄屋）が、九月二日付で、何鹿郡内の八五ヶ村への飛脚賃の懸銀を知らせる通知である。この史料は、綾部大庄屋から賃銀割の通知を受け取った何鹿郡の庄屋が写したものである。山家藩領などもある何鹿郡内の各村への廻達と飛脚賃の賦課を綾部藩領の大庄屋が請け負っていたことがわかる。

【史料5】は、京都町奉行所の廻状と添状、京都代官よりの添状の写と近江屋からの飛脚賃書を請取ったこと、飛脚賃銀一八匁余を渡したと、中出村からの印形のある三通と村書目録を請取ったことが書かれる、廻書等の廻達に伴って作成される請書の雛形である。「村書目録」は廻達された村名の目録と思われる。また中出村は廻達の廻しはじめのみを担当し、返却は別の村があたったと思われる。

本稿の史料において、丹波国天田・何鹿・多紀の三郡に出された京都町奉行の廻書が、飛脚問屋から天田郡中出村へ届けられ、同村庄屋経由で、三郡内の各村々の各村へ廻達されていたことがわかる。領主が多数いる何鹿郡では郡内を取りまとめる綾部藩領の大庄屋が廻達等を請け負っていたこと、さらに、廻書の廻達と併せて飛脚賃もあわせて徴収されていたことが確認できた。

課題も含めて興味深いのは、廻書等の廻達先が何鹿・多紀・天田の三郡であること、三郡の仕切りを天田郡中出村庄屋が行っていること、何鹿郡の対応は綾部・長砂の大庄屋が勤めていること、中出村・綾部村・長砂村共に綾部藩領であること、などである。また、本稿史料における享保六年の対応は一時的なものなのか、さらには、京都町奉行所の廻状に京都代官が添状を発給している点、飛脚賃の徴収方法、近江屋への渡し方等、疑問点や関心は多々ある。今後の検討課題としたい。

【史料1】(一〇—五 切紙)

〔包紙上書〕
「京近江屋五右衛門飛脚賃書付」

覚

一京都町御奉行所様方被遣候御書箱壹ツ并玉虫左兵衛様方御添状壹通、慥ニ御受取可被成候、飛脚賃銀新銀拾九匁右之通御払可被成候、以上

丑八月廿七日（マ）式人

丹波天田郡中手村

庄屋年寄中様

京都神泉苑町姉小路上ル丁

近江屋五右衛門

【史料2】(一〇—四 切紙)

〔包紙上書〕
「京御奉行様御廻書飛脚賃銀割」

京都町御奉行様御廻書飛脚賃銀割

一新銀拾九匁三ツ割一ヶ郡分六匁三分三厘三毛三宛

内六匁三分三厘三毛三 何鹿郡

内六匁三分三厘三毛三 多喜郡

残り六匁三分三厘三毛三 天田郡村数

百拾八ヶ村へ割付、壹ヶ村二付五厘三毛六八宛

右之通割符仕候其村々ニ而村懸り之分御引ニ被成、外二両郡御引替被成、先々御渡銀御請可被成候、以上

細見中手村庄屋与左衛門印

丑ノ八月廿八日 年寄五郎兵衛印

同断太兵衛印

天田郡村々

御庄屋衆中様参

【史料3】(一〇—三 切続紙)

〔包紙上巻〕
「天田郡触初之廻状写 壹通」

覚

一京都町 御奉行所様方御廻状并御添書共式通

一玉虫左兵衛様方御添状写一通

一近江屋五右衛門飛脚賃銀書付一通

右之通天田郡相済候ハ、何鹿郡方多喜郡江急々ニ無滞御順達可被成候、以上

丑

丹波天田郡九鬼大隅守知行所細見中手村

庄屋与左衛門印

八月廿八日夜丑下刻

年寄五郎兵衛印

同断太兵衛印

天田郡

何鹿郡

多喜郡

【史料4】(一〇—二 切紙)

〔包紙上巻〕
「綾部大庄屋方賃銀割写 壹通」

覚

一新銀拾貳匁六分六厘六 何鹿郡・多喜郡分

内六匁三分三厘三毛三 多喜郡引

残而六匁三分三厘三毛三 何鹿郡

八拾五ヶ村へ割付仕候、壹ヶ村二付七厘四毛五〇九宛

右之内 何鹿郡高津村・嶋村・綾部村・栗村

小西村・鍛冶や村・新庄村・中村

〆八ヶ村分賃銀五分九厘六毛五引

残而拾貳匁七厘〇壹、此者ニ御渡し可被下候

右之通村々賃銀御引ニ而、残銀次村より御請取被成、此触書村々不洩様ニ御順達可被成候、以上

丑九月二日

同 梅原八左衛門

長砂村大庄屋大嶋与左衛門

何鹿郡

村々御庄屋中様

【史料5】(一〇—一 切紙)

〔包紙上巻〕
「御廻状請取之写 壹通」

御廻書請取之事

一京御町奉行所様方御廻書壹通并御添状壹通、玉虫左兵衛様方御添状写シ壹通、近江屋五右衛門飛脚賃書共、右之通無指シ慥ニ請取申候而、則賃銀拾八匁八分九厘式六四、其元へ渡し申候御請取可被成候、尤中手村方印形三通并村書目録共慥ニ請取申候、為念如此ニ御座候、以上

享保六年

何村たれ方

何村たれ殿

※本稿の作成にあたっては資料閲覧等について綾部市教育委員会社会教育課大関美沙氏に種々ご協力いただいた。記してお礼申し上げる。

(京都府立大学共同研究員)

【註】

1 村上佑二文庫の山家藩関係文書は点数一〇一点で、該当文書は文書番号一〇―一―五、紙縫一括五点である。旧所蔵者や伝来経過は不明であり、内容は山家藩関係ではなく、綾部藩関係であるが、村上氏は山家藩領であった村から収集されたため山家藩関係に分類されたものかと思われる。

2 同じ丹波国の福知山藩領堀村では、文化十年（一八一三）に「京都御触書御返状番二当村相当り」「野花村へ参り受取、賃銀五拾匁之内割合二而銀札十二匁式分七厘直二受取、夫々京都御東役所へ御返状仕候」とあり、返状にあたつての担当の村が割り当てられていたことがわかる「堀村代々庄屋記録」「福知山市史 史料編一」（一九七八）七二六頁。この記録には他にも公儀触に関する記録があることを紹介しておく。山田洋一氏のご教示による。

3 山田洋一「触にみる近世「徳川領国」内丹波国の構造―京都府域関係古文書のアレンジメントの前提として⑤―」京都府立総合資料館『資料館紀要 第38号』（二〇一〇）。二六七頁・二六八頁には、天田・何鹿・多紀三郡への京都町奉行所及び京都代官添書を紹介している。篠山藩大庄屋が各村へ廻達しており、本稿で紹介した廻状廻達が多紀郡でどのように処理されたかを伺うことができる。ただし、丹波六郡の内、何故この三郡なのかという疑問は残る。

4 史料中は「中手村」と表記するが、郷帳や藩関係資料では村名は「細見村」または「細見中出村」である。天田郡東部の細見谷に位置し、南は多紀郡に接する。

5 註3同頁は、京都町奉行の文化十三年（一八一六）における人数改の触への京都代

官の添触を紹介しており、本事例以外にも同様の廻達が行われていたことがわかる。町奉行所の触書の宛先は本稿と同じく丹波国の天田・何鹿・多紀の三郡の寺社中宛である。添触は三郡の代官所と私領村々庄屋・年寄とあることから、京都代官が管轄する幕府領以外の村も含まれる。山田氏はこの添触について「添触が何故なされるかは不明だが、京都町奉行所と京都代官の補完の関係がある」とする。

表紙の解説

			1	2	3	4
	9			5	6	
				7	8	
	(裏)			(表)		

- 1 触留が多数展示されていた 2023 年「第 49 回愛知県公文書館企画展 新・収蔵資料展 ～古文書にみる尾張の町と三河の村～」の展示風景 山田洋一撮影
- 2 奈良町の町家をイメージした奈良市史料保存館の外観 山田洋一撮影
- 3 道標「古文書館通り」と川下りの船（船頭さんが「ここ（建物）は柳川の古文書館」と説明されていた） 山田洋一撮影
- 4 柳川古文書館の外観 山田洋一撮影
- 5 仙台伊達家領大肝入(大庄屋)吉田家文書の天保 13 年(1842)「定留」(御用留)の表紙(2011 年東日本大震災の大津波で被災、その後修復) 陸前高田市教育委員会提供 *別表 No.16、コラム 1 参照
- 6 地元の実業家が古物商から買い戻し大正 10 年(1921)に当時の小松町に寄贈された天保 13 年 7 ～ 12 月「小松藩会所日記」の表紙 西条市立図書館小松温芳図書館郷土資料室提供 *別表 No.106 参照
- 7 戦時中に大阪府立中之島図書館に保管を委託され、大阪大空襲から逃れた天保 13 年「御触書承知印形帳」(菊屋町文書)の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.80 参照
- 8 維新期に散逸した加賀前田家治政資料の書写による収集事業で作成され、のちに寄贈された天保 12 ～ 14 年「郡方御触留帳」(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫)の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.56 参照
- 9 高田城跡(上越市)に再建された高田城三重櫓 山田洋一撮影

京都府立大学文化遺産叢書 第 37 集

公儀触等の伝達研究と触研究への情報提供あり方研究

編集 山田洋一・東 昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒 606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2025 年(令和 7) 6 月 30 日

印刷 株式会社 北斗プリント社
